

## 相談の受付件数

令和2年7～9月の受付件数は計163件。  
 (うち北海道2件、東北3件、関東62件、北陸0件、中部17件、近畿31件、中国17件、四国0件、九州31件、沖縄0件)

## 相談者の属性

相談者の属性は、全163件のうち、  
 建設業者(元請)70件、建設業者(下請)28件、建設業者(その他)14件、  
 発注者(公共)6件、発注者(民間)7件、不明30件、その他8件

## 主な相談内容その1

- 建設業法施行令第27条2項に「前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」となっている。前項に建設工事で工事一件の請負代金の額が3,500万円、建築一式工事である場合にあっては、7,000万円とあるが、この金額の解釈は、近接した工事現場の金額を合わせて3,500万円(7,000万円)なのか。解釈を教えてください。
  - ➡ 建設業法施行令第27条1項に、「工事一件の請負代金の額が」とあるとおり、**1契約につき3,500万円(7,000万円)**と解釈されたい。
- 主任技術者については工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要と聞いたが、具体的にご教授頂きたい。
  - ➡ **直接的雇用関係とは、所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利関係)が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証等によって雇用関係が確認できることが必要。**また、恒常的な雇用関係とは、一定の雇用期間のほか、所属建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができること等が必要であるとされている。なお、公共工事の場合は入札の申込の以前に三か月以上の雇用関係がある必要がある。  
 (監理技術者制度運用マニュアル：<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001368824.pdf>)

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	27
	②建設業許可関係	17
	③その他建設業法関係	49
社会保険全般	④社会保険加入関係	26
	⑤法定福利費関係	14
	⑥その他社会保険関係	7
品確法その他全般	⑦請負契約関係	17
	⑧その他	17

※各相談内容は、上記①～⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

## 主な相談内容その2

- 当社はメーカーであるが、当社の工場で配管などの部品を製造するにあたって建設業の許可は必要になるのか。製品を建設業者に販売して、建設業者が施工する際に当社が技術指導することは建設業にあたるのか。自社の工場内の制御盤の工事を自ら行う場合は電気工事業の許可は必要か。
  - ➡ 工場での部品の製造を行うことは建設工事に当たらないため、建設業の許可は必要とはならない。技術指導についても建設工事には該当しないが、もし、貴社が建設工事の完成を目的として請け負うのであれば建設業の許可が必要となる。自社の工場内で電気工事を自ら行う行為は、建設業法上の建設工事に当たらないため、建設業許可は必要とならない。
- 当社は宅地建物取引業を主業務とする会社で、お客様から注文住宅の建築を依頼されることがあるため、建築工事業の許可を取得している。全国にある支店の一部と本社しか営業所の届け出をしていないが、届け出のない支店での営業行為は軽微な工事であればできるという認識で良いか。また、届け出のない支店での営業行為が違反となる場合は、当社はどうすれば良いか。(処分や罰則の適用があるのか)
  - ➡ 軽微な建設工事であっても、会社として許可を有している業種については、届け出のある支店(建設業法でいう営業所)でしか営業行為を行うことはできない。届け出のない営業所での営業行為は建設業法第3条違反となるので、許可行政庁に報告・相談をいただきたい。建設業法違反となる以上、処分や罰則の適用はあり得るが、個別の事案に応じて許可行政庁が判断することとなる。
- 公共工事の下請を請け負うこととなり、軽作業にアルバイトのような短期雇用者(日雇い)を使いたいと考えていた。しかし、元請からは社会保険に未加入の者が現場に入ってはいけない、と言われたが適切か。
  - ➡ 一週間の所定労働時間が20時間未満の場合や、学生アルバイト等、働き方によっては、雇用保険、健康保険及び厚生年金の被保険者とならないものもいる(雇用保険法6条、健康保険法3条、厚生年金保険法12条)。「適切な保険」を確認するためのフローチャートを参照し、ご確認いただきたい。<https://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>
- 工事の見積を業者に依頼したところ法定福利費が示されていた。これは発注者が負担しなければならないものか。法定福利費の負担を拒否したらどうなるのか。
  - ➡ 社会保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられ、これらの保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあると同時に、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。